

大志連区避難所運営マニュアル



平成31年3月
大志連区自主防災リーダー会

＜ 目 次 ＞

A	避難所を運営するための4つの基本方針	・・・ 1
	1 避難所が、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための地域の防災拠点として機能することをめざします。	
	2 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖します。	
	3 避難所では、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）の自主運営を原則とします。	
	4 避難所の後方支援は、市の災害対策本部が主に行います。	
B	避難所の開設から撤収までの流れ	・・・ 3
	1 初動期（災害発生当日）	
	2 避難所開設期・展開期	
	3 撤収期（ライフライン回復時）	
C	事前準備	・・・ 7
	1 自主防災組織の設置	
	2 避難所運営委員会の業務について	
	3 運営班で行う業務について	
D	避難所開設期・展開期の業務の流れ	・・・ 11
	1 避難所運営委員会の設置	
	2 各運営班の設置	
	3 避難所運営業務の開始	
	4 避難所運営委員会の開催	
E	撤収期の業務の流れ	・・・ 12
	1 避難所の統合・閉鎖に向けた準備	
	2 統合・閉鎖に向けた説明会の開催協力	
	3 避難所の閉鎖準備	
	4 避難所の閉鎖	

A**避難所を運営するための4つの基本方針****1 避難所が、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための地域の防災拠点として機能することをめざします。**

- 避難所は、災害から命を守るために安全に避難できる場所を提供します。
- 避難所は、災害で住家に被害を受けた人や、電気、水、ガスなどライフラインの機能が低下して生活が困難になった人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）が生活できるよう、必要な支援を行います。
- 避難所での生活支援の主な内容は以下の4つです。

**生活場所の
提供****水・食料、
物資の提供****衛生的環境
の提供****生活・再建
情報の提供**

- 生活支援を的確に行うため、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）の情報を、家族（世帯）単位で登録します。
- 安否確認のための個人情報、事前に公開の可否を確認し公開してもよいとした人の分のみ公開します。
- 避難所においても、できるだけプライバシーが確保できるよう努めます。
- 生活支援は公平に行うことを原則とします。ただし、高齢者、障害者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦、乳幼児、女性、子ども、外国人など、特に配慮する必要がある人には、必要に応じて優先順位をつけ、個別に対応します。

2 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖します。

- 避難所は、地域のライフラインの復旧状況に合わせて統廃合などを行い、避難所となる施設の本来業務の早期再開に努めます。
- 避難所閉鎖後、住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受け入れ施設で対処します。

3 避難所では、避難所を利用する人(避難所以外の場所に滞在する被災者を含む)の自主運営を原則とします。

- 避難所の運営を、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）が自主的に行うことができるよう、連区及び町内会、自主防災組織（自主防災会連絡協議会、自主防災会、自主防災リーダー会）の役員や行政担当者、施設管理者などで構成する委員会を設置し、運営に関わる事項を協議、決定します。
- 委員会の構成員には、女性を入れるなど、避難所運営に多様な立場の人々の意見が反映されるようにします。
- 避難所では、人々の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、避難所のルールを遵守します。
- 避難所の運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢や性別に関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人々が避難所の運営に参画できるよう、交替や当番などにより対応することとします。

4 避難所の後方支援は、市の災害対策本部が主に行います。

- 避難所は、食料、物資などの配給を受けるため、市の災害対策本部と定期的に連絡をとります。
- 避難所は、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援などを行う地域の拠点施設として機能するよう、市災害対策本部から必要な支援を受けます。

B**避難所の開設から撤収までの流れ****災害
発生****1 初動期** (災害発生当日)

災害発生時の混乱のなかで住民の安全を確保し、避難所を開設する。

地域の人々の身体や生活を守るためには、消防や行政の職員だけでなく、地域の皆さんの協力が不可欠です。地域の役員などを中心に、住民自らが主体となり、行政職員と協力して避難所運営を行っていきます。

**災害が
起きた時**

☐ 自分と家族の身の安全を確保

- ・地震でゆれている間：自分の身を守る行動をとる
- ・浸水の危険がある時：安全な場所または上層階に逃げる

**洪水
発生****A 集中豪雨などの大雨や河川氾濫などで洪水が起きたら**

- 1 一時避難場所へ避難 場 所 ()
避難経路 ()
- 2 ア) 自宅へ戻る
イ) 指定緊急避難場所へ行く 大志小学校 (校舎2階以上)
ウ) 緊急避難場所 (洪水・浸水時) へ行く 大志公民館 (建物内) ・大志児童館 (建物)
オリナス一宮
避難経路 ()

**地震
発生****B 強い地震が起きたら**

- 1 安全な場所で身を守る
☐ 自分と家族の身の安全を確保
- 2 一時避難場所へ避難 場 所 ()
避難経路 ()

☐ 隣近所で声をかけ、助け合いながら避難

災害が おさまったら

- 隣近所で声をかけ、助け合いながら避難
- 避難行動要支援者*名簿などをもとに自力で避難できない人を支援

*避難行動要支援者

高齢者、障害者、難病患者、外国人、子どもなど、自力で逃げることに困難な人や、避難情報をもとに判断することが難しい人のこと

避難した 場所で

- 町内会や自主防災組織（自主防災会、自主防災リーダー会）などで、避難した人を、町内会などの班ごとに確認
 - ・地域の人々の安否情報を共有
 - ・けがをした人や、病気の人はいないか確認する
 - ・生活支援を行うため、自宅に戻る人も避難所での登録が必要な旨を伝える
 - ・避難してきた人々から地域の被害状況を聞き取る

□人の振り分け（トリアージ）

- ア) 自宅へ戻る
- イ) 指定緊急避難場所へ行く
避難生活が必要なとき →
- ウ) 広域避難場所へ行く
- エ) 緊急避難場所（地震発生時）へ行く

※在宅避難の登録を行う

大志小学校（グラウンド）

避難所：大志小学校（屋内運動場）

平島公園野球場（グラウンド）

一宮高等学校（グラウンド）

常念公園・葵公園・大宮公園

梅ヶ枝公園・天童公園

避難経路（ ）

病院や福祉避難所へ搬送する人 → 病院や福祉避難所へ
避難所へ行く人、自宅に戻る人

避難所

（施設管理者と相談しながら開設）

- ①建物の安全確認
- ②避難してきた人々の受け入れ場所の指定
- ③避難してきた人々の受付
- ④安全対策

自宅など

（避難所以外の場所）

支援を受けるために
避難所利用者登録

自宅避難者への食料や物資の必要数を把握するために、名簿に登録する。

C 避難生活が必要なとき

1 避難所へ避難

ア) 指定避難所へ行く

大志小学校（屋内運動場）

イ) 補助避難所へ行く

大志公民館・大志児童館・大志保育園

一宮高等学校・オリナス一宮

一宮スポーツ文化センター

一宮市民会館

避難経路（ ）

2 避難時に持ち出すもの・やること ※5 分以内に準備できるもの・こと

(1) 持ち出すもの ※修学旅行、キャンプをイメージし、リュック1つに入るだけ

①生活に必要なもの

☐ ビニール袋、ラップ、ティッシュ、ウェットティッシュ、新聞紙、敷物

☐ 歯ブラシ、タオル、着替え、スリッパ、筆記用具、スリッパ、懐中電灯、乾電池

☐ 非常食、水、水筒、紙コップ・紙皿、

☐

②大切なもの・証明書

☐ 現金（小銭）、鍵、銀行の口座番号・生命保険契約番号など、健康保険証、身分証明書、印鑑、母子健康手帳、年金手帳、常備薬（処方薬）、お薬手帳

☐ 家族の写真・アルバム（はぐれた時の確認用）、緊急時の家族、親戚、知人の連絡先

☐ ほっとするもの

☐

☐

(2) やること

☐ とびらを開ける（地震が起きたら）

☐ ブレーカーを落とす、ガスの元栓を閉める

☐ 使用中の機器類のスイッチを切る（コンセントを抜く）

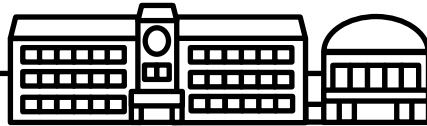
☐ 施錠

☐

2 避難所開設期・展開期

避難所を利用する人たちが主体となって運営できるよう、避難所運営委員会を組織する。避難所運営委員会は、連区及び町内会、自主防災組織（自主防災会連絡協議会、自主防災会、自主防災リーダー会）の役員や民生委員等で構成し、自主的かつ円滑な避難所運営を行う。

避難所



避難所運営委員会の設置

構成員には女性を取り入れるよう努める
会長・副会長等の選出

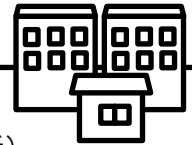
主要役員の中に、女性を選出し、多様にわたる要望を吸収しやすいよう努める。

運営規約・避難所ルールへの提示

すべての人に確実に伝わるように提示す

自宅など

（避難所以外の場所）



避難所運営委員会への参画

自宅などで避難している人がいる地域の人も避難所運営委員会へ参加する。

3 撤収期（ライフライン回復時）

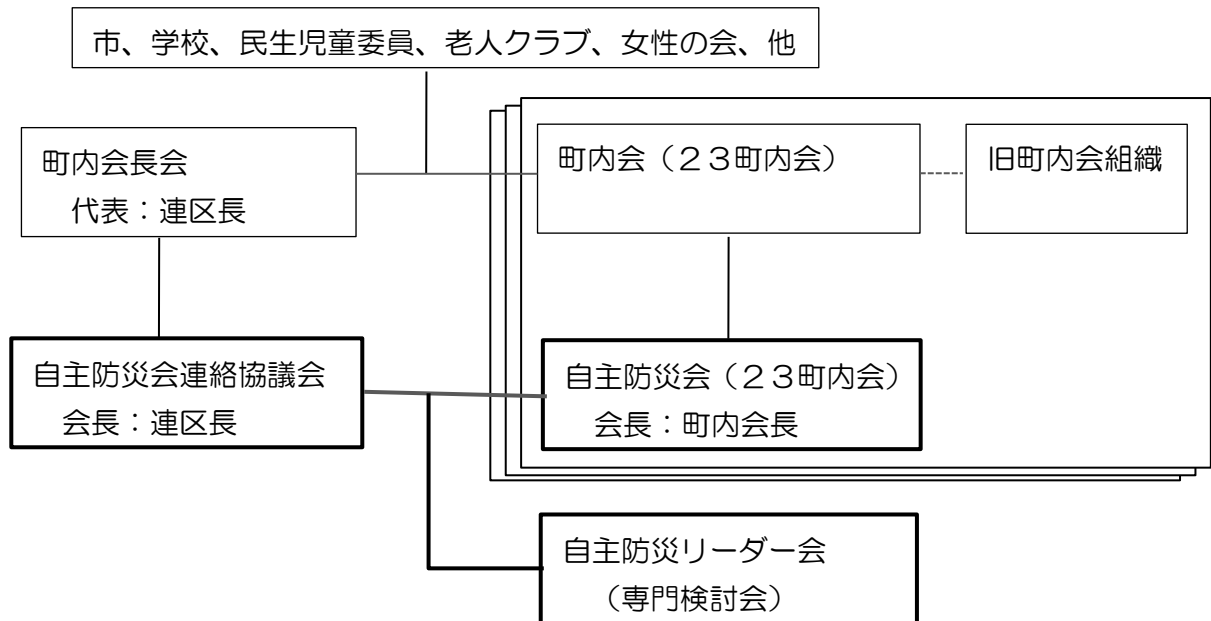
電気・ガス・水道等のライフライン機能が復活することにより、地域本来の生活を再開することができる時期です。

住居をなくした人は、より生活環境の整った応急仮設住宅などの長期的受入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、施設の本来業務を再開させる準備を行います。

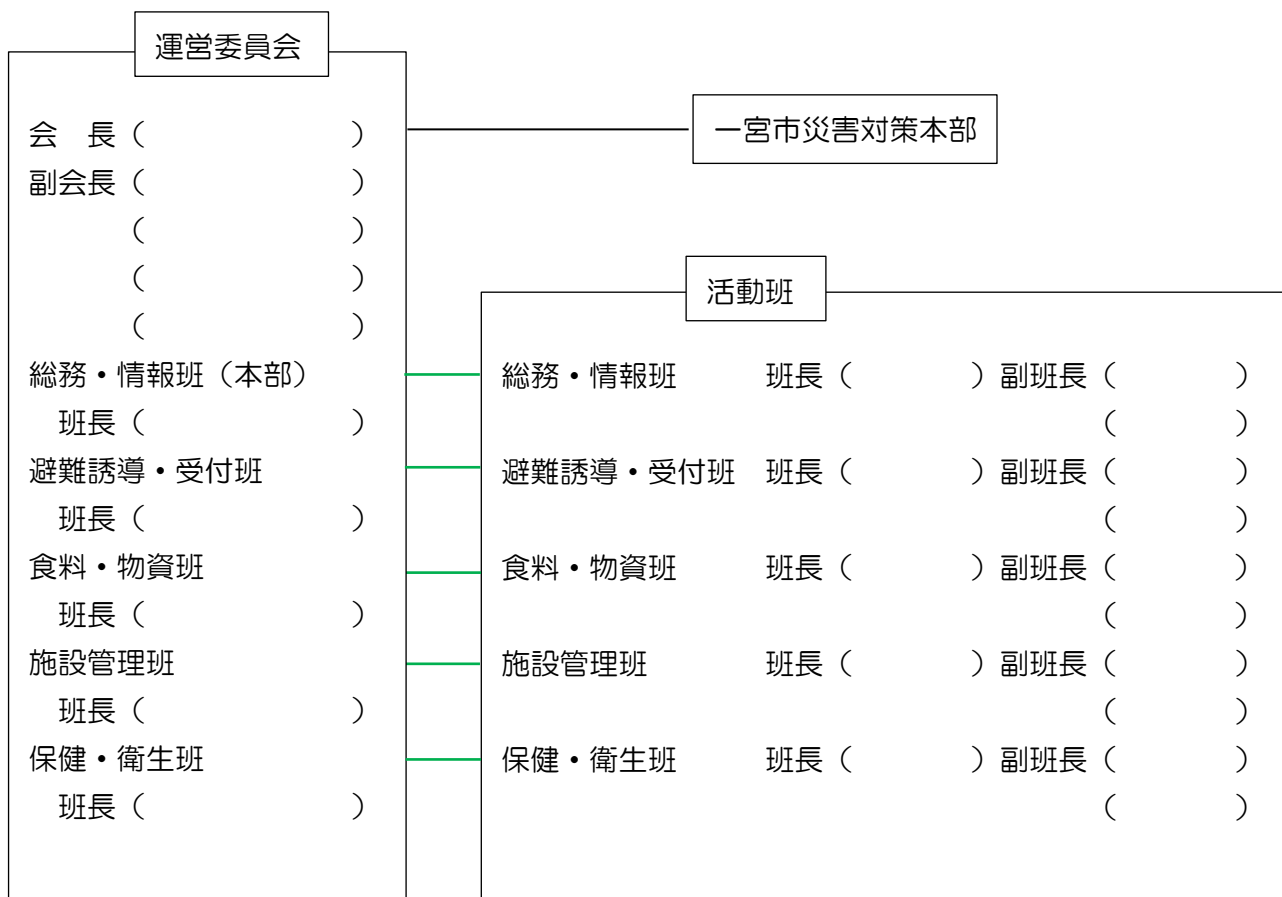
C 事前準備

1 自主防災組織の設置

(1) 自主防災組織の編成 ※再検討



(2) 避難所運営組織と運営班編制



（３）構成員の選出

- ①連区及び町内会、自主防災組織（自主防災会連絡協議会、自主防災会、自主防災リーダー会）や民生委員等から、構成員をつのっておく。

（４）仮の会長、副会長の選出

- ①つのがった構成員から、事前に、仮の会長、副会長を選出する。

会 長（ ）

副会長（ ）（ ）（ 施設管理者 ）（ 市職員 ）

（５）運営班班員の選出

- ①避難所運営委員会は、つのがった構成員を、総務・情報班（本部）、避難誘導・受付班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班の５つの班に、事前に割り当てておく。

総務・情報班（本部）
避難誘導・受付班
食料・物資班
施設管理班
保健・衛生班

（６）仮の班長・副班長の選出

①避難所運営委員会は、班員の中から、仮の班長・副班長を、事前に選出しておく。

（７）運営委員会の設置

①会長、副会長、班長で運営委員会を構成する。

2 避難所運営委員会の業務について

（１）避難所運営委員会の業務の検討

①避難所運営委員会は、**避難所運営委員会の業務【別冊】**を参考に、事前に避難所運営の
為の業務を検討する。

3 運営班で行う業務について

（１）運営班で行う業務の計画

①避難所運営委員会は、避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、**各運営班の業務【別冊】**を参考に事前に検討し、運営班の計画案を作成する。

②各運営班の主な役割

※「日常の役割」A：役割・チェック・点検 B：マニュアルの検討 C：避難所に必要なものの
準備・制作

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務・情報班（本部）10	<u>A：役割・チェック・点検</u> 全体調整 他機関との連絡調整 要支援者の事前把握 情報の収集・伝達、管理 広報活動 危険箇所の把握・巡回・点検 民間協力企業・団体の開発・把握 <u>B：マニュアルの検討</u> 運営規約、避難所のルール作成	全体調整 他機関との連絡調整 各班との連絡調整 被害・避難状況の全体把握（避難行動要支援者の避難状況等） 状況把握（施設、名簿・人数・安否） 名簿管理、情報管理 報告活動 二次災害軽減のための広報 防犯活動

		<u>C：必要なものの準備・制作</u> 必要物品準備 ・運営用物品 - 受付帳票 - 運営日誌、報告書 - 情報処理機材・システム ・避難者用物品 備蓄備品保管場所の確保 緊急連絡先 規約・避難所でのルール	苦情対応 電話、来客、取材対応 受付補助
避難誘導・受付班	10	A：役割・チェック・点検 避難誘導・受付準備 B：マニュアルの検討 避難場所（大志小学校グラウンド）での待機対応マニュアル 避難所受付業務マニュアル C：必要なものの準備・制作 受付業務必要物品準備 避難所利用者登録票・退所届 避難者利用者名簿作成準備 避難場所対応必要物品準備	住民の避難誘導活動 避難場所（大志小学校グラウンド）での待機避難民の掌握と対応（トリアージ、避難民の層別） 受付設置 避難民誘導・避難所案内 受付業務 名簿作成 防犯巡回活動
食料・物資班	12	A：役割・チェック・点検 備蓄物品の確認（食料、飲料水、生活物資） B：マニュアルの検討 物資調達検討・準備（調達方法、管理方法、配給方法） 市から配給されるものとそれ以外のものについて C：必要なものの準備・制作 物資受入簿・管理簿（様式集 32） 食料管理票（様式集 32）・備蓄物資一覧表（様式集 40） 給与状況表	食料や水、物資の調達・受入・管理配給 炊き出し対応 （愛知県マニュアル本編 P24 運営班で行う業務の検討より）
施設管理班	16	A：役割・チェック・点検 施設・設備・器具・備品の把握・点検 トイレの対策検討（既設トイレ・備蓄簡易トイレ）	初期消火活動 必要があれば避難場所（グラウンド）に備蓄備品の応急的な設置 避難所設置・施設管理 危険箇所への対応

		B：マニュアルの検討 レイアウト検討（避難所、避難場所（大志小学校グラウンド） 災害程度（断水・停電・屋運使用不可）に応じた備蓄備品の設置検討 トイレの使用方法 C：必要なものの準備・制作 設備・備品・物資一覧表 資機材・備品の調達・整備 トイレ使用上の注意	仮設トイレ設置 防疫対策、し尿処理
保健・衛生班	12	A：役割・チェック・点検 救護室運営検討・準備 トリアージ、救急救命技術・病 気についての基礎知識取得 B：マニュアルの検討 けが人、体調不良者の対応 ごみ処理対策の検討 感染症予防検討 ペット受入れ対応の検討 C：必要なものの準備・制作 ペット登録台帳	負傷者等の救出 救護室の管理運営 けが人、体調不良者の把握対応 病人等の健康・衛生管理 避難民の健康管理・維持 感染症予防等の活動 ごみ処理の指示・管理 ペットの受入れ対応 ペット管理

（２）各運営班の業務の検討

- ①それぞれの運営班は、避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、県の避難所運営マニュアルを参考に事前に検討し、作成した業務内容を、避難所運営委員会に諮る。
- ②それぞれの運営班は、避難所運営に必要なものを検討し、避難所運営委員会に諮り、事前にそろえておく必要のあるものは、購入する。
- ③それぞれの運営版は、避難所の運営に必要なリーフレット・掲示物・文書等を検討し、作成しておく。

D 避難所開設期・展開期の業務の流れ

1 避難所運営委員会の設置

- (1) 構成員の選出
- (2) 会長、副会長の選出
- (3) 運営規約の確認と避難所のルール掲示
- (4) 運営班で行う業務の確認
- (5) 避難所運営委員会の業務の確認

2 各運営班の設置

- (1) 班員の選出
- (2) 班長・副班長の決定
- (3) 各種業務の実施

3 避難所運営業務の開始

4 避難所運営委員会の開催

E 撤収期の業務の流れ

- 1 避難所の統合・閉鎖に向けた準備**
- 2 統合・閉鎖に向けた説明会の開催協力**
- 3 避難所の閉鎖準備**
- 4 避難所の閉鎖**